

## 知財金融促進事業の展開



静岡県信用保証協会  
経営支援部 副部長

米山 満

### 1. はじめに

静岡県信用保証協会(以下、「当協会」という。)では令和3年度から信用保証協会も応募可能となった「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」(以下、「知財金融促進事業」という。)に基づき、地域金融機関とともに中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業者等」という。)支援に取り組んでいる。

知財金融促進事業は特許庁が実施する取り組みであり、中小企業者等の知的財産を踏まえた事業性評価や課題解決策をまとめた「知財ビジネス評価書・提案書」を金融機関等へ提供し、知財活用への気づきを与えると同時に取引先企業への本業支援を促すものである。

当協会の経営支援の取り組みと令和4年4月に連携協定を締結した独立行政法人工業所有権情報・研修館静岡県知財総合支援窓口(以下、「知財総合支援窓口」という。)との取り組みとともに、知財を切り口とした経営支援の事例を紹介する。

### 2. 当協会の経営支援の取り組みについて

#### (1) 当協会の経営支援体制の沿革と概要

平成18年4月

経営企画部内に企業支援担当者を配置し、経営支援の取り組み開始。

平成23年6月

経営企画部内に企業支援室を設置。

平成26年6月

期中管理部を創設し、企業支援室を企業支援課に組織変更。

平成28年4月

本店営業部、浜松支店、沼津支店の各経営相談課に経営支援チームを設置。

平成30年4月

期中管理部を経営支援部に名称変更。

平成31年4月

企業担当制を導入。

令和2年4月

企業支援課をサテライト方式にて、浜松と沼津の両支店内に設置。

令和3年4月

経営相談課を企業支援課に統合し、本店、浜松支店、沼津支店内に総合相談センターを設置。

令和4年4月

コロナ対策チームを企業支援課内に設置。

これらの組織変更と職員拡充により、令和4年4月現在、経営支援部42名の体制で経営支援を行っている。

企業担当制を始めた令和元年度は約4,700企業、令和2年度は約2,800企業、令和3年度は約3,300企業を対象に、地域金融機関や中小企業支援機関と連携して、経営改善支援や事業再生支援に取り組んだ。

令和4年度は2,700企業の経営改善支援に取り組む計画となっている。

## (2) 現在の経営支援の取り組み

令和3年度から中小企業者等の経営課題により一層寄り添った相談体制とするため、「総合相談センター」を静岡・浜松・沼津の本支店に開設し、相談業務の拡充を図っている。

また、対面での相談対応に加え、フリーダイヤルやホームページを活用したWeb相談フォームを設け、非対面での相談・面談環境も整備している。

### 【令和3年度】総合相談センターの相談実績

	来店	電話	Web	合計
中部	2件	101件	31件	134件
西部	16件	129件	21件	166件
東部	7件	96件	13件	116件
合計	25件	326件	65件	416件

当協会では、経営改善が見込まれる返済緩和企業に対し、継続的に経営状況を把握し、改善

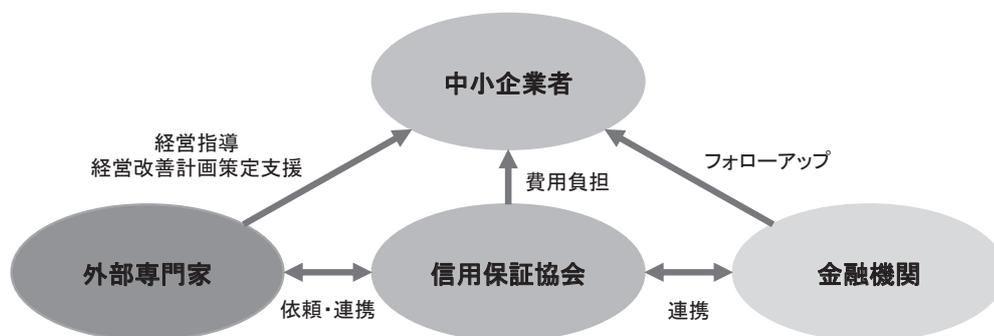
支援に取り組む企業担当制を敷いている。担当者は、経営者と継続的な対話を通じて企業の経営課題等を確認し、経営課題に応じて地域金融機関や中小企業支援機関と連携して、早期の経営改善支援に繋げている。

中小企業診断士等の外部専門家による経営診断や経営改善計画の策定支援等の費用の一部を当協会で負担し、外部専門家を取引先企業に派遣している。

令和3年度は、129企業に対して専門家派遣を実施し、経営改善を促した。

## (3) これまでの経営支援で気づいた課題

取引先企業の経営課題解決のためには、中小企業診断士等の外部専門家による経営診断や経営改善計画の策定支援等を行うことが効果的であるが、経営支援先に多い製造業の技術、ノウハウ、特許等の知的財産に対する理解が当協会として不十分で、これらに着目した支援ができていない、もっとこれらに着目して支援の幅を広げたいと考えていた。



### 【令和3年度】専門家派遣実績

専門家派遣メニュー	概要	企業数
① ワンポイント診断	企業が抱える特定の経営課題の解決を支援	66企業
② 計画策定支援 Light	特定の課題を解決するアクションプランの作成を主眼とした簡素な経営改善計画の策定支援	32企業
③ 経営改善診断	企業が抱えるさまざまな経営課題の解決を支援	27企業
④ 経営改善計画策定支援	経営改善計画の策定支援	25企業
⑤ フォローアップ診断	過去に「経営改善診断」「経営改善計画策定支援」を実施した企業のフォローアップ支援	27企業

※①と②は27企業、③と④は21企業重複あり。

### 3. 知財金融促進事業について

#### (1) 知財金融促進事業の概要

知財金融促進事業とは地域金融機関が取引先企業の有する知的財産に着目し、事業や経営の支援を行うものである。地域金融機関は事業の利用によって、知財専門家によりまとめられる「知財ビジネス評価書」を活用して、取引先企業の知恵や工夫を中心とした経営資源を理解し、併せて作成される「知財ビジネス提案書」を参考に知財活用の視点から提案支援を行う。この活動により、取引先企業の将来構想の実現や経営課題の解決に繋げることが期待されている。



出典：特許庁「知財金融パンフレット」

特許庁が平成26年度に地域金融機関向けに知財金融促進事業を始め、令和3年度には信用保証協会が対象に追加された。これまでに210

機関を超える金融機関等に「知財ビジネス評価書」及び「知財ビジネス提案書」を提供し、金融機関等による中小企業者等への経営支援や融資等に活用されている。

#### ① 知財ビジネス評価書

地域金融機関の保有する取引先企業の会社概要、財務状況、知財概況等の情報に外部環境分析等を加え、弁理士等が知的財産活用の見地から知財ビジネス評価書としてまとめ、知的財産の価値・評価を見える化する。知財評価には専門的な知見や分析スキルが必要であるが、地域金融機関には対応できる人材が乏しい場合が少なくない。地域金融機関は自ら知財情報を分析することなく、取引先企業の事業理解や融資等に活用することができる点は大きなメリットである。

#### ② 知財ビジネス提案書

知財ビジネス評価書でまとめた取引先企業の事業性評価（現状・将来性の把握）等に加え、課題解決に向けた具体的なアクション等を弁理士等が提案するもので、地域金融機関が経営支援や融資等に活用できる。

#### 令和3年度の知財金融支援事業の実績



##### ● 参加金融機関一覧

令和3年度も、全国各地のさまざまな金融機関が本事業を活用し、中小企業支援に取り組みました。

<b>北海道</b>	1機関
(信金)大地みらい信用金庫	
<b>東北</b>	4機関
(地銀)青森銀行、七十七銀行 / (信金)ひまわり信用金庫、盛岡信用金庫	
<b>関東</b>	15機関
(地銀)足利銀行、きらぼし銀行、埼玉りそな銀行 / (信金)朝日信用金庫、興産信用金庫、埼玉縣信用金庫、東鴨信用金庫、高崎信用金庫、多摩信用金庫、千葉信用金庫、横浜信用金庫 / (信組)群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合、第一勧業信用組合 / (政府系)商工組合中央金庫	
<b>中部</b>	11機関
(地銀)愛知銀行、大光銀行、長野銀行、名古屋銀行、八十二銀行、百五銀行 / (信金)大垣西濃信用金庫、蒲郡信用金庫、西尾信用金庫 / (信組)長野県信用組合 / (信保)静岡県信用保証協会	
<b>近畿</b>	7機関
(地銀)関西みらい銀行、三十三銀行 / (信金)尼崎信用金庫、京都信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、奈良中央信用金庫	
<b>中国</b>	3機関
(地銀)鳥根銀行、山口銀行 / (信金)東山口信用金庫	
<b>四国</b>	1機関
(地銀)高知銀行	
<b>九州</b>	3機関
(地銀)北九州銀行、福岡銀行、豊和銀行	
<b>沖縄</b>	1機関
(政府系)沖縄振興開発金融公庫	

出典：特許庁「知財金融パンフレット」

**評価書**

企業概要	XXX	
目的	XXXという課題に対して、●●の新事業創造を検討しており、その戦略を策定したい	
分析対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該企業が有するXXという知的財産権</li> <li>加えて、経営者・金融機関との対話を通じて見えた●●という強み</li> </ul>	
分析結果	<b>バリューチェーンの視点</b> P.XX 新規事業のバリューチェーンを鑑みると、プロダクト単独での提供では利益確保が不十分と想定され、...	<b>競合の視点</b> P.XX 強みのある材料製造技術は既存事業領域では特許で十分保護されているが、新事業領域では保護が不十分で競合に侵食される可能性
	<b>市場の視点</b> P.XX 新事業の市場全体のニーズとして▲規制への対応が挙げられるが、XX社独自の材料製造技術では★の削減量を抑制し、▲▲規制への対応が可能。	<b>社会課題の視点</b> P.XX 強みのある材料製造技術に●●技術を組み合わせることで、当該新規事業では、◆◆という社会課題を解決できる
	<b>ネットワークの視点</b> P.XX 新事業の将来売上をより高めるためには、貴社独自の材料製造技術に●●技術を組み合わせることが必要であるが、国内には対象とがいない	<b>XXの視点</b> P.XX ...
	XXに対する新規事業については、以下の観点で事業技術の開発/獲得・アライアンス形成を実現できれば、参入可能かつ、競合優位性がある(ビジネスチャンスが大きい)と判断される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>材料製造技術に強みがあり、顧客ニーズに対して優位提供が可能</li> <li>強みのある材料製造技術に●●技術を組み合わせることで、◆◆という社会課題を解決できる</li> </ul> 【課題】強みのある材料製造技術は既存事業領域では特許で十分保護されているが新事業領域では保護が不十分	
評価結果と提案	分析結果をもとに、自社の強みを活かす方策をご提案。それぞれの企業が抱える課題や目的に応じた案をご提示します。	

多様な視点から企業を分析  
金融機関単独では判断しきれない多様な視点から企業を分析。取引先企業の強みや将来性、注意すべき点を記載します。

強みの活かし方をご提案  
分析結果をもとに、自社の強みを活かす方策をご提案。それぞれの企業が抱える課題や目的に応じた案をご提示します。

》 中小企業の強みを整理・分析し、強みの活かし方をご提案します

出典：特許庁「知財金融パンフレット」

**提案書**

企業が主体的に参加できるリアリティのある提案書に

本提案書は、企業・金融機関・専門家が三位一体となって議論しながら作成します。そのため、企業に対してお任せではないご提案が可能。納得感のある実践的な打ち手をご提示します。

金融機関の支援まで提案

企業の打ち手のみならず、金融機関の支援までを具体的にご提案します。そのため、企業と金融機関の間に持続的で発展的な関係を構築することができます。

① 企業のやりたいことの整理  
対話イメージ

- 加工技術に強い大企業との連携により事業拡大
- 技術を取り入れて事業拡大
- 新事業領域の技術保護の強化で確信性を強化
- 発明の保護について社員の意識を強化

② 必要な戦略・活動の整理  
知財ビジネス推進書の  
詳細まで議論

- 加工技術に強い大企業の探索
- 双方に有利な条件で連携の契約締結
- 技術に根拠した人材の育成・採用
- 技術を持つ大学を探索し、提携
- 新事業領域での知財活動の強化
- 知的財産関連の社員教育

最終的に目指す所

- 公的支援を通じた都市圏からの前募人材の採用
- 人材選考プロセスの支援
- 自社人材へのスキル強化研修の提供

点検：候補ではあるものの、企業との対話を通じて実現困難・優先度が低いと判断された活動

》 強みを活かすために必要かつ実現可能な戦略・活動をご提案します

出典：特許庁「知財金融パンフレット」

## (2) 知財金融促進事業取り組みの経緯

令和3年9月2日全国信用保証協会連合会より令和3年度から知財金融促進事業の対象に信用保証協会が追加されたと通知を受けた。

また、令和3年9月10日知財金融促進事業の有識者委員会の座長である神戸大学経済経営研究所長の家森信善教授から「取引先支援において知的財産のノウハウを協会として身につけるのによい機会です。信用保証協会にとってもプラスになることは多いと思います。」と紹介を受けた。

そこで当協会では取引先企業への経営支援の一環として、知的財産を活用した経営支援を開

始し、知財金融促進事業へ当協会の支援先2社を応募し、採択された。

## (3) 事例1について

### ① 事例1の概要

株式会社A（代表B）

A社は各種梱包・緩衝材の開発、製造、販売業を営み、代表Bを筆頭に高度で柔軟な技術力により、自社特許を取得していた。過去に取引先企業とのトラブルから求償権先となり、研究開発のための資金調達や特許を活かした販路開拓が自社だけでは難しい状況にあった。

代表者Bから回収担当者に相談があり、検討

した結果、求償権消滅保証の利用と知財金融促進事業の活用をA社へ提案。弁理士等がA社保有の技術の評価したところ、新たに医療系市場等への販路開拓を目指すこととなった。

知財金融促進事業終了後は、弁理士等の助言や中小企業支援機関の連携により、販路開拓に向けた4機関の支援体制（当協会、C信用金庫、静岡県産業振興財団（以下、「産業振興財団」という。）、ファルマバレーセンター（以下、「ファルマ」という。））を構築し、現在、伴走型支援を実施している。

今後、知財総合支援窓口との連携協定を活用し、知財総合支援窓口を含めたチームで、経営支援を進めていく予定である。

## ② 経緯

「知財金融促進事業に応募する前の状況」

平成 25 年 12 月

取引先企業と機械納入トラブルから訴訟に発展。

平成 27 年 10 月

取引先企業から預金差押されたことに伴い代位弁済。

取引先企業との裁判は、高裁にてA社が勝訴判決。

代位弁済以降、役員報酬を削減する等の経営努力により、事業継続、誠実な返済を継続。

令和 3 年 4 月

回収担当者に相談があり、経営支援部、債権管理部において連携して検討した結果、求償権消滅保証の基準を満たすことから金融正常化を目指した。

令和 3 年 5 月

支援担当者が当社工場を訪問し代表Bと面談。事業拡大への強い意欲と、A社が複数の特許を保有し、高い技術力を有することを認識。

令和 3 年 9 月

静岡県中小企業再生支援協議会の関与により、金融正常化を目指す再生計画策定に着手。

「令和3年11月4日知財金融促進事業に応募申請」

・会社概要、財務状況、知財概況をまとめる。

「令和3年11月19日採択」

「令和3年12月9日第1回オンライン打ち合わせ」

・参加者：当協会、弁理士等

・全体スケジュールの確認。

・当協会がA社の基本情報と保有する特許技術の概要を説明。

・なぜ今回申込を行ったのか、中小企業支援機関としてA社への支援姿勢についてヒアリングを受ける。

・高い技術力がある一方、販路開拓に課題があり、本事業を通じて保有技術を再評価してもらい、現在の運送用梱包に限らず、他分野も含め、新たな販路開拓に向けたヒントを得たいことを強調。

「令和3年12月22日第2回オンライン打ち合わせ」

・参加者：A社、当協会、弁理士等

・A社が自社の基本情報と特許技術の詳細を説明。

・なぜA社（代表B）が高い技術を有しているのか、設立からの歴史的な背景も踏まえ時間をかけてヒアリングを行う。

・一般的な緩衝材（プチプチ）との違いや強度が高く、用途に合わせ形状変更可能等の差別要素を確認する。

・現時点のA社（代表B）の経営方針、販路開拓先として考えていること、実際に働きかけていること、取引先企業からの評価等をヒアリングする。現在は輸送用需要が多いが、A社としては固有業界に限らず積極的に事業展開していきたい方針を共有。

・生産ロットや営業力の見地から、消費者向け商品よりも産業向け工業製品を重視したいとの意向を確認した。

「令和4年1月27日知財ビジネス評価書受領」

・梱包領域では「野菜・果実」（拡販領域）、「生花・鉢植え」（ニッチ市場）が候補。

・特許の視点では、「医療補助的な活用」「複雑な形状の割れ物」「ドローン配送時の梱包」に関し、特許出願を検討すべき。

「令和4年1月28日全金融機関の同意により再

生計画成立」

「令和4年2月8日 第3回オンライン打ち合わせ」

- ・参加者：A社、当協会、弁理士等
- ・弁理士等よりビジネス評価書の説明を受ける。従来と異なる用途として、「花・鉢植え」、「枕」、「医療」、「窓」をキーワードとして挙げる。これを受けA社から「過去に『医療分野』向けに『保冷枕』の開発を行ったことがある。A社の梱包技術はさまざまな温度に対応できるので、例えば医薬品の梱包・配送にも活かせるのではないかと、これまでになかった情報が出てくる。この段階で当協会ではファルマとの連携を視野に入れ始める。
- ・弁理士等がSWOT分析、3C分析を行い、ビジネスデザインシートを用い、今後の事業戦略を整理していく方針を提示。

「令和4年2月17日 ビジネス提案書の完成に先立ち、A社と当協会ではファルマを訪問」

- ・ビジネス評価書をファルマに示しながらA社保有技術の説明や、医療分野においてA社技術力が提供できる可能性を説明。ファルマはA社の「保冷枕」と医薬品の梱包技術に関心を持ち、今後ファルマが適宜情報提供を行うこととなった（その後、A社とファルマとの間で数回のメールのやり取りがあった）。その後、令和4年4月14日ファルマがA社を訪問し工場を見学。ファルマが関与する医療分野の展示会やマッチング情報をA社に適宜提供することとなった。

「令和4年2月18日 当協会単独で産業振興財団を訪問」

- ・連携支援の可能性を模索。産業振興財団でも過去にA社から相談があったことが判明。産業振興財団でも販路開拓を中心にA社にできる支援を改めて検討していくことになった。
- ・知財ビジネス提案書発表会へのオンライン参加を要請。
- ・当協会から弁理士等へ今後の連携支援先として、ファルマ、産業振興財団を入れることを要望。

「令和4年2月24日 C信用金庫が求償権消滅保証を実行」

- ・加えて、今後の資金繰りを考慮し、C信用金庫にて保証付増加運転資金を実行。

「令和4年3月16日 知財ビジネス提案書受領、同日オンライン発表会」

- ・参加者：A社、当協会、C信用金庫、産業振興財団、弁理士等
- ・弁理士等が経営デザインシートを用いて今後の全体戦略を説明。
- ・保有知財を含めた内部資源の状況から医療系の市場等新たな販路開拓も十分可能であることを提示。

### ③ 今後の販路開拓に向けて

A社の営業力が弱いため、当協会、C信用金庫、産業振興財団、ファルマ等の中小企業支援機関が連携し、個別のマッチングや商談会、展示会の情報提供等、当社を後押しする方針を共有、今後、知財総合支援窓口との連携協定を活用し、知財総合支援窓口を含め、5機関で経営支援を進めていく予定である。



A社（代表B）、当協会、C信用金庫、弁理士等と知財ビジネス提案書のオンライン発表会の様子

## （4）事例2について

### ① 事例2の概要

株式会社D（代表E）

D社は製紙業界向けの生産用機械器具製造業を営み、特許を多数取得するなど高い技術力を持つ。近年では技術力を応用した「セルロースナノファイバー（以下、「CNF」という。）を汎用価格で量産可能にする生産技術の研究開発」により経済産業省の戦略的基盤技術行動化

支援事業（以下、「サポイン事業」という。）にも採択されていた。しかしながら、既存技術を活かした新たな市場開拓を検討していたものの、自社のみでは難しい状況であった。

このような中、当協会の支援担当者が知財金融促進事業の活用を提案し、取り組みが開始された。自社技術と新たな市場開拓の可能性について弁理士等が評価した結果、自社の持つ高い技術力に係る特許化の早期着手、「摩擦材」、「吸音材」、「タイヤ」市場等の新たな販路の開拓を目指すこと等の提案を受ける。

知財金融促進事業終了後は、知財総合支援窓口と連携し、知的財産権に関するプッシュ型支援（中小企業者等の要請を待たずに、支援を差し伸べる）に加え、新たな市場進出に係る伴走型支援をF信用金庫と連携して進めていく予定である。

## ② 経緯

「知財金融促進事業に応募する前の状況」

平成 27 年 4 月

経営改善計画同意、アクションプラン等を策定。

平成 30 年 9 月

経営改善計画のモニタリング終了、以後、アクションプランのフォローアップ、資金繰り確認等を継続。

令和 3 年 6 月

経済産業省のサポイン事業採択、代表者預金と遊休不動産売却により借入金圧縮を実施。

「令和 3 年 10 月 14 日 知財金融促進事業に応募申請」

・会社概要、財務状況、知財概況をまとめる。

「令和 3 年 10 月 27 日 採択」

「令和 3 年 12 月 9 日 第 1 回オンライン打ち合わせ」

・参加者：当協会、F信用金庫、弁理士等  
・知財金融促進事業を通じて、当協会と金融機関がどのような支援を進める構想なのかを議論。

・知財ビジネス評価書・提案書の内容について議論し、イメージを共有。

「令和 3 年 12 月 22 日 第 2 回オンライン打ち合わせ」

・参加者：D社、当協会、F信用金庫、弁理士等

・当社固有の技術や特許、サポイン事業の内容等を中心にヒアリングを行う。

「令和 4 年 1 月 19 日 知財ビジネス評価書受領」

・「摩擦材」、「吸音材」、「タイヤ」分野が新たな市場先候補になり得る。

・「電池用セパレータ」分野への販路拡大の継続。

・リファイナー（パルプの離解、叩解（こうかい）、精製等の処理を連続的に行う機械のこと）を用いた CNF 製造の特許化を早急に行うべき。

「令和 4 年 2 月 4 日 第 3 回オンライン打ち合わせ」

・参加者：当協会、F信用金庫、弁理士等

・知財ビジネス評価書の内容を踏まえ、どのようなフレームワークを活用しながら知財ビジネス提案書を作成していくかについて議論。

「令和 4 年 2 月 17 日 第 4 回オンライン打ち合わせ」

・参加者：D社、当協会、F信用金庫、弁理士等

・当社の今後目指すべき姿をヒアリングし、サポイン事業や CNF 事業、知財関連等にて活用できる施策、窓口などを紹介。

「令和 4 年 3 月 17 日 知財ビジネス提案書受領」

・経営デザインシートを用いて今後の全体戦略を説明。

・当面 CNF の開発事業に注力、CNF 事業に参画している実績を HP 等で積極的に PR していく。

## ③ 今後の販路開拓に向けて

当協会、F信用金庫とも協力し、知財総合支援窓口を通じた「加速的支援事業（サポイン事業採択企業に対し、知財総合支援窓口が創設した新たな支援事業）」等の伴走型支援や CNF による産業振興に力を入れている静岡県との連携を模索中である。

## 4. 発展した取り組みについて

### (1) 知財総合支援窓口との包括連携協定

知財金融促進事業に取り組む中で、知的財産権に着目した本業支援の有効性を認識していたところに知財総合支援窓口と県内の信用金庫との連携が発表され、知財総合支援窓口の存在を認識した。

令和4年4月18日当協会と知財総合支援窓口は包括連携協定を締結した。コロナ禍の厳しい状況下にある中小企業者等に対し、連携して中小企業者等の事業への深掘りを行い、特許やブランドなどの知的財産権の活用について情報提供や助言を行う。このような深化した経営支援を行うことで、静岡県内の経済活性化に繋げていく。

#### 包括連携協定の内容

- ・ 知的財産に関する課題を抱える中小企業者等への支援制度を紹介。
- ・ 相互の研修及びセミナーへの講師派遣。
- ・ 中小企業者等における知的財産権の取得や有効活用に関する情報提供、助言及び支援。
- ・ 知的財産の普及を目的とするイベント開催。



令和4年4月18日当協会と知財総合支援窓口の包括連携協定調印式の様子

### (2) おわりに

これまで見てきたように、知財金融促進事業に取り組むことで知財評価と弁理士等の柔軟な発想により、担当者では気がつかなかった新たな販路開拓等、切り口が見えてきた。知財ビジネス評価書・提案書で、今後の必要な取り組みや向かうべき方針が図示や見える化されることにより、連携する中小企業支援機関が同じ方向性をもって支援ができることが分かった。知財ビジネス評価書・提案書は自社の保有技術を端的に説明する営業ツールとなる等、活用の場面は広く、非常に有効である。

今後、当協会は中小企業診断士等の専門家派遣に加え、知的財産の切り口を通じた経営支援等経営課題に応じた各種支援策の提案を行っていく。そのためにも当協会がハブ的な役割を果たし、中小企業支援機関と連携して企業実態に合わせて適切な支援策をコーディネートしていく。

なお、令和4年5月10日、特許庁長官から当協会は知財金融促進事業の普及に寄与したとして感謝状をいただいた。

加えて、令和4年7月7日、地元の新聞に事例2D社の取り組みが「企業の知財保護 具体策は」「県内機関は連携加速」という見出しで報道され、認知度も高まっている。

